

トラストサービス検討ワーキンググループ（第9回） 議事要旨

1 日 時

令和元年8月8日（木）14:00～16:00

2 場 所

総務省10階 総務省第1会議室

3 出席者

（構成員）手塚主査、宮内主査代理、新井構成員、小笠原構成員、小川構成員、楠構成員、繁戸構成員、柴田構成員、渋谷構成員、谷構成員、西山構成員、宮崎構成員

（ヒアリング対象者）日本文書情報マネジメント協会 R&D データ保存研究会上原氏、株式会社丹青社津久井氏、コスモス・コーポレーション株式会社濱口氏

（オブザーバー）田邊内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官、周藤法務省参事官室局付、中村法務省法務専門官、布山経済産業省情報プロジェクト室係長、河本経済産業省サイバーセキュリティ課課長補佐、山内一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、二宮大臣官房審議官、赤阪参事官（政策担当）、牧野サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、横澤田サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、高岡サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、岡崎大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、藤野大臣官房企画課長、飯倉情報通信政策課調査官、小高情報システム管理室長

4 配付資料

資料9－1 日本文書情報マネジメント協会 R&D データ保存研究会提出資料

資料9－2 丹青社提出資料

資料9－3 日本トラストテクノロジー協議会提出資料

資料9－4 トラストサービス検討ワーキンググループ中間取りまとめ（案）に対する意見募集結果

資料9－5 トラストサービス検討ワーキンググループ中間取りまとめ

参考資料9－1 トラストサービス検討ワーキンググループ（第8回）議事要旨

参考資料9－2 トラストサービス検討ワーキンググループ開催要綱

5 議事要旨

（1）開 会

（2）議 題

① 前回会合の振り返り

事務局から参考資料 9－1 に基づき、前回会合の振り返りが行われた。

② 関係者ヒアリング

上原氏から資料 9－1 について、津久井氏から資料 9－2 について説明が行われた。

③ 意見交換（前半）

関係者ヒアリング（前半）の後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

西山構成員：上原氏の発表について、非臨床研究データ等に電子署名やタイムスタンプを付して保存しておき、いざというときには、海外当局、例えばアメリカの米国食品医薬品局（FDA）や裁判所等が当該データの有効性を検証できるようにする必要があるということか。

上原氏：然り。電子データの証拠性をグローバルで担保したいということであり、一番のポイントは、国と国の間で互いに理解し合い、互いの国の電子署名やタイムスタンプが付与されていれば有効性が担保されているので大丈夫というふうになること。

宮内主査代理：上原氏のデータを預ける仕組みがないという話について、例えば一般財団法人ソフトウェア情報センター（SOFTIC）では、会社からデータやソフトウェアの預託を受け、データを預けた会社が破綻した際には当該データを特定の取引先に渡せるというソフトウェア・エスクロウという制度を運用しているが、このような制度の利用は進められていないのか。

上原氏：電子化自体が進展していないことに加え、電子化された法規制対象の重要データを組織外に動かすための仕組み自体もないため、あまり使われているとは思えない状況。

宮内主査代理：大容量のデータを該当システムに移行させることの難しさや、現行のトラストサービスについては信頼性が十分で無いこと等の課題があり、これらを解決しないと、エスクロウのような仕組みも効果的に動かない、ということか。

上原氏：然り。また、ソフトウェアの場合であれば使用权の整理も必要になるので、仮にデータを預けるとしたら、製薬会社としてはデータを預かる事業者はその部分の対応もお願いしたいと考える。

宮内主査代理：利用する場合には、もちろんデータを預ける主体や預かるエスクロウ業者、必要に応じて当該データを受取る主体の 3 者契約になる。海外でもそういったデータを預かる主体はあるらしいが、なかなかそれをすぐに利用することにはならないのが現状ということですね。

上原氏：然り。信頼性と機密性の確保が必要な電子データをうまく動かす方法があれば、宮内主査代理のような仕組みを利用したいと思っている。

新井構成員：上原氏も津久井氏もタイムスタンプは民間の認定制度であるというところを強調していたが、現在民間の認定制度に基づくタイムスタンプは使用しているか、使用しているとすればなぜ使用しているのか、加えて、タイムスタンプが国の制度に位置づけられれば、どの程度安心できるのかを聞かせてほしい。

上原氏：個々の企業の状況を話す立場ではないが、いくつかの製薬会社がタイムスタンプを使っているという情報があり、民間の認定制度に基づくものでも何とかなると思っている会社はあるということ。使用している理由として想像できるのは、データ保管に関しては、会社の中のクローズな環境でタイムスタンプをつけて保存することが、証拠として扱いやすいと思っているからではないか。

ただし、タイムスタンプを契約書に付与しているという話はあまり聞かず、契約書は未だに紙でのやり取りが多いことから、契約書にタイムスタンプを使っているところは少ないという認識。その理由は、海外で訴訟になればディスカバリー（証拠開示手続き）でそれを見せなければいけないが、そのときにタイムスタンプを付したデータが証拠となり得るか否か不安であるということが挙げられる。

タイムスタンプが国の制度に位置づけられた場合には、訴訟時等でも安心して利用できると思ってもらえるようになり、様々な文書の電子化が進んでいくのではないか。

津久井氏：弊社では、電子署名とタイムスタンプを使用していれば、国交省のガイドラインに準拠できているかという相談を国交省にした際、問題ない旨回答が得られたため、契約書での電子署名とタイムスタンプの利用を始めた。

導入当時はタイムスタンプも、ある何らかの形で国の認定を受けた事業者が発行していると考えており、実際はそうではないと後から気づいたというのが実情。確かに国交省のガイドラインにも「タイムスタンプ」という記載はなかった。

国が保証すれば安心かという論点については、訴訟時に証拠として機能し得るか、あるいは当社が利用している発行事業者がタイムスタンプ事業は儲からないからやめたといった際に、当該タイムスタンプの有効性はどうなるのか、というところが不安。また現在のタイムスタンプ事業者が、どのような基準に則って業務を行っているのか、監査等を受けて正当に業務を行っている保証が存在しているのか等も今はわからず、漠然とした不安がある。

西山構成員：医薬品分野について、アメリカでは新薬の許可申請の場合に電子署名とタイムスタンプが必要という法律があり、国内ではそれを参照して厚生労働省から ER/ES 指針というものが公表されていると理解している。製薬業

界はグローバルに活動している企業が多いと考えられるところ、例えばアメリカ企業が EU で医薬品の許可を得ようとした際には、eIDAS 規則に従った対応が必要になる。このため、米国の SAFE-BioPharma Association という組織では、EU においても米国の電子署名及びタイムスタンプの有効性を認めてもらうため、相互承認に向けた活動として米国と EU の制度のマッピング等の作業を行っていると聞いている。

ここでの課題は、タイムスタンプ、電子署名の国際相互承認ができていないために、日本の電子署名やタイムスタンプが海外では使えないのではないかという不安が出てくるということだと理解している。国際相互認証に向けた政府間交渉も重要になってくるのではないか。

手塚主査：同じ設計事務所、建築関係で、今の話を聞いて意見はあるか。

繁戸構成員：医療分野や建築分野も含めて、国の法律で保管義務のあるものが決められており、かつ長期間にわたって保管が必要であると決められているものがある。

建築も商取引もようやく電子化が進みつつある中で、長期間にわたる保存がうまくいかず、いろいろなところで目詰まりが起こっているところを改善していくために、安心して情報や契約のやりとりできる仕組みがあるといいと考えている。

④ 構成員ヒアリング

小川構成員から資料 9－3 について説明が行われた。

⑤ 意見交換（後半）

構成員ヒアリングの後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

宮内主査代理：資料の 8 ページに関して、CSR とは、リモート署名において、公開鍵をリモート署名サービスから認証局に送るプロトコルのことを指すという理解で良いか。

小川構成員：然り。

宮内主査代理：では、リモート署名の場合、今の認定認証業務でできないやり取りが発生することから、JT2A の基準ではこのようなプロトコルに係るような部分についても規定しようとしているということか。

小川構成員：プロトコルの詳細まで規定するわけではないが、守るべき要件は当然作成していく。

宮崎構成員：具体的なプロトコルではなく、プロトコルに含むべき要件を規定していくということか。

小川構成員：然り。

宮崎構成員：6 ページ目下部の赤い四角の一段落目について、EU では資料内の

「附帯」の記載内容が適格事業者の要件となっており、これが一番厳しい規制と理解したが、日本では、「安全でかつ利便性の高いサービスが求められているため」と記載しているにもかかわらず、その条件が「附帯」の記載内容よりも基準の低い「推奨」でいいというのはどういうことか。

小川構成員：利便性が高いというところを読み取っていただきたい。

宮崎構成員：利便性を高めるために、安全性の要件を少し下げるということか。

小川構成員：「附帯」の記載内容と「推奨」の記載内容で、安全性が大きく変わるとは断言できないため、回答を差し控えたい。

宮崎構成員：資料 10 ページに記載のある JCAN トラステッド・サービス登録について、これは小川構成員から見て、どういったレベルに相当する審査基準と考えているか。

小川構成員：各要件によって、要求水準がかなり高い部分と、本来要求すべき基準より低い部分があったと個人的には考えている。そのため、当該枠組み全体をして水準が高い、低いということではなく、各要件によって凸凹があるものと考えている。

宮崎構成員：すなわち、JT2A で要件化を考えるとときには、もう少し整理して、あまりで凹凸のない基準にしていくということか。

小川構成員：然り。

手塚主査：JCAN トラステッド・サービス登録は自主基準という位置づけで間違いないか。

小川構成員：然り。民間の自主基準だと思っている。

手塚主査：要は現状のタイムスタンプなどの自主基準と同じという考え方か。

小川構成員：現在のタイムスタンプにおける仕組みとは完全な比較はできない。JCAN トラステッド・サービス登録では、どういった基準ではどのような要件を評価するかといった内容は、公開はされておらず、タイムスタンプにおける仕組みとは少々異なるのではないかと考えている。

山内常務理事：この JCAN トラステッド・サービス登録というものの基準については、我が国には、認定認証業務に関する施行規則等以外に、十分に活用可能な基準が存在していなかったため、JIPDEC として、当ワーキンググループの構成員も含めた有識者の意見を踏まえつつ作成したものである。我々としても、当該基準を公的なものとは捉えておらず、またウェブサイトではその基準の概要等は示しているが、詳細な審査基準等は公表していないという状況。

今後、JIPDEC としても、JT2A のガイドラインの完成を待望しており、当該ガイドラインの内容を踏まえた形で、JCAN トラステッド・サービス登録の基準の見直しを図っていかうと考えている。

手塚主査：一番気になる点は、トラストアンカーの概念を考えたときに、制度的なレベルで取組むべきか、民間の自主的な取組として基準をまとめていくべ

きかという論点についてどのように考えていくべきかということである。

JCAN の取組は先行的に実施しており、自主的な取り組みとしては素晴らしいことだと思うが、こういった取組が今後、我が国にとってどういう影響を与え、広がっていくのかという視点で考えた際にどうかという質問。

山内常務理事：まさにトラストサービス検討ワーキンググループの中間取りまとめに対する意見募集の際に、JIPDEC として、公的な基準である日本産業規格（JIS）のようなものにしていくべきではないかということは提案している。それについては、政府の中で検討いただけると考えている。

手塚主査：それは標準としての考え方。その標準を運用する際、制度として運用するのか、それともその標準をそのまま民間で活用していくのか。トラストアンカーという観点では、その二つは異なってくると思う。したがって、その辺をこういう分野は今後どうしていくのか。

つまり、認定認証事業か、特定認証業務かという違いはあるが、技術的な視点で見れば、基本的にはお互い同じである。しかし、そこに認定制度が入ることで、より安心して安全に使えるのかが問題。ここでの検討はそこが一番重要なポイントだと思っているので、ぜひそういう視点で委員のご意見をいただきたい。

西山構成員：今の手塚主査の問題提起に対して、一番大切なのは、適合性評価の枠組みをどう作るのかということ。EU の e I D A S では、それぞれのトラストサービス提供事業者が守るべきポリシーを技術的な基準文書として整備している。我が国でそれに相当する 1 つが、今はガイドラインレベルではあるが、JT2A のリモート署名ガイドラインであると考えている。おそらくその内容が技術的な基準文書として JIS に位置づけられ、その JIS の基準を満たしているか否かの適合性を評価するスキームをどのように定めて行くかと言う点が一番重要だと思っている。

それ以上踏み込んだ発言はできないが、トラストサービス提供事業者への認定制度をどうするかという観点よりも、適合性評価の仕組みをどう構築すべきかという観点で考えたほうがいいかと思う。

手塚主査：EU の事情に詳しい濱口氏のご意見はいかがか。

濱口氏：EU は監督機関の下に適合性評価機関が位置づけられており、日本で言えば、例えば製品評価技術基盤機構（NITE）から認定を受けた機関が第三者機関として監査をし、その監査レポートを監督機関に提出している。

これは、日本における電子署名法の指定調査機関にかなり近い形になっている。大きな違いとしては、指定調査機関の要件が定められており、その要件を満たしているか否かを認定機関が確認し、認められた第三者が、日本と言うところの指定調査機関となっている。当該調査機関は、海外（EU）では適合性調査機関と言われるもので、監督機関の認定を受けて監査を実施しており、EU ではこのようなフレームワークが確立されている。

JCAN トラスト・サービスは、民間の認定制度になっており、当然、当ワーキンググループで議論されているトラストのレベルとは少し差があるものと理解。ただし、JIPDEC としては、まだ当ワーキンググループの場で、例えば国で認定制度を策定すると決まった場合でも、2年、3年後の話となるため、それまでの段階で、民間のレベルで、例えば B2B の分野で安心できる電子契約サービスが必要であり、それに対して民間の認定制度のニーズがあるのではないかとということで始めたサービスだと認識している。

上原氏：国からの承認を受けるための申請を行う際に、何らかの評価機関から事前に調査を受けるという仕組みは、医薬品業界でも行われており、厚生労働省から付託された調査機関が適合性調査を代理で実施し、その上で国が承認する仕組みとなっている。そのため、何らかの形で認定を受けるという仕組みは大事だと考えている。

また、認定を受けるユーザーの視点では、費用負担も発生し、また全てのデータが機密性の高いものと位置づけられては、当該データを活用できなくなる場合もあるため、認定を受ける際の基準のレベルを選択できる形が望ましいのではないかと考えている。

したがって、公的に守られた認定サービスを使うべき案件と、そうではない案件で、安心感のレベル、基準をユーザー側がある程度選択できるのが良いのではないかと。規模の小さな会社も鑑みると、サービスレベルが多岐に渡ることが、ユーザーとして望ましいではないか。

手塚主査：すなわち、サービスレベルごとに認定があればいいという捉え方もできるということか。一番上位の認定が公的な位置づけのなされているもので、その他の認定スキームについては民間的な動きも否定はしないということか。

上原氏：然り。製薬業界には、各国の当局で査察した結果が、異なる国の当局同士で理解される仕組みがある。ある規制に適合していることを認証された施設で取得したデータについては、別の国にその証明書を提出すれば認められる仕組みであり、それに似たような考え方があるとわかりやすいと考える。

竹内サイバーセキュリティ統括官：数点教えていただきたい。資料 9-3（「リモート署名の検討」）の 6 ページの下、「附帯」と書かれている意味についてです。これまでの研究会のワーキングの議論の中で、欧州との相互運用性が大事との意見が出されている。欧州との相互運用性を考える事業者は、「附帯」に記載されている条件を前提とした認証を取り、国内でドメスティックな運用のみを実施する場合には、「推奨」に記載されているレベルでの認定を取得する、すなわち、2種類の要求条件を出して、グレードを分けて認定を行っていくということを考えているのか。若しくは、日本としては「推奨」に記載された条件に基づく認証 1 本に絞り、EU との相互運用性の確保については国際交渉を行い、「推奨」でも EU との相互認証が可能となるよう働きかけ

ていくということなのか。

また、リモート署名について、認証局とリモート署名事業者が同じかどうかという点が、日本と EU とは事情が異なるという話があったが、現在考えられているビジネスモデルとして、例えば国境をまたがって認証局とリモート署名事業者がいる、つまり、どちらか一方が日本にあり、他方はヨーロッパにあるというモデルも考慮しているのか。それとも、両方が同じ国にあるモデルのみを考えているのか。

濱口氏：一点目について回答する JT2A のガイドラインは、技術基準を作っている。すなわち、認証というと技術基準に加えて監査の仕組みや、監査の後、監査レポートを公的機関が認証する際の仕組みまで入ってくるため、JT2A はそこまでの検討はしていない。技術基準のレベルで言うと、「附帯」に記載された内容を満たすもののみが EU の技術基準と同等であるという観点で定めている。

竹内サイバーセキュリティ統括官：技術基準は2つ策定するのか、それとも1つのみか。

濱口氏：1つの技術基準の中に、最低限の要件と推奨の要件、附帯の要件が含まれる形を考えている。1つの基準の中に3つの要件、三段階の水準が含まれて、附帯の場合はこの要件、推奨の場合はこの要件という形を考えている。

手塚主査：国内のみでの運用に当たっては、「推奨」と「最低限」の二つの要件があるということか。

竹内サイバーセキュリティ統括官：「最低限」レベルの基準も設けるのか。

小川構成員：あくまで、利用者の鍵を預かるということで、すべからく「推奨」の水準を要求することは考えられないというのが JT2A の意見。例えば簡易的なレシートに署名をしたいといった場合に、必ずしも「推奨」の水準に基づき、高価な HSM (Hardware Security Module) を設置していないとサービスが提供できないかということ、それは異なるというのが JT2A の総意である。

したがって、例えば簡易的な署名を行う場合には、最低限のサービスでもいいのではというのが JT2A の意見であり、その水準に加えて、より健全なリモート署名事業を運用したいといったことであれば「推奨」の水準での認定を受けて頂くことになる。国内での運用にあたっては「推奨」の水準まででよいだろうと考えているが、EU に対しても「推奨」の水準で相互運用を求めていくということは全く考えていない。

手塚主査：e シールを前提として議論されているようにも聞こえるが、要するに電子署名法との関係でリモート署名を考えたときに、現行の電子署名法に位置づけられている電子署名と同等の安全性レベルのリモート署名とはどうあるべきかという議論、リモート署名をビジネスとして活用する際の運用はどうあるべきかというのは、分けて議論しなければならないと考えている。今の議論は、どちらかといえば後者（ビジネス）の論点で進んでいたように

感じるが、どうなのか。

濱口氏：この「推奨」に記載された要件が、JT2A が考える、認定認証業務の電子証明書をリモート署名で使用する際に満たすべき水準と考えている。「最低限」に記載された要件は、それ以外の電子証明書であっても、ユーザーの秘密鍵を預かる以上、最低限満たすべきものとして定めている。

小川構成員：補足したい。二点目の、国内の事業者が海外の事業者と組んで提供する場合があるか、については、おそらく当ワーキンググループの第二回で、アドビ社が発表していたと思うが、既にそのような事業形態は存在している。

新井構成員：資料 9-3 「リモート署名の検討」の 2 ページ目の「現状（ローカル署名）」における（１）CA が鍵ペアを生成、（２）利用者が鍵ペアを生成というのは、おそらく、電子署名法施行規則の第 6 条の第 3 号の 1 と 3 号の 2、であり（１）のほうは 3 号の 1 で、（２）のほうは 3 号の 2 だと思うが、「リモート署名」についても、電子署名法施行規則第 6 条の 3 号に資するかどうかという観点から検討するイメージでいいか。

小川構成員：必ずしも電子署名法施行規則第 6 条 3 号に結びつけて考えてるかというところではない。

新井構成員：認定認証事業を行う立場からすると、結びつけて考えて頂いた方が、運用が容易になる。

小川構成員：おそらくはそういった観点も踏まえて、電子署名法との関係についても意見調整を行うことになるが、こういった軸で検討するということ、あまり現時点では言っていない。

新井構成員：同じく資料の 2 ページ目について。「（２）利用者が鍵ペアを生成」についても、既存の IC カードを用いた利用者認証を基準に要件がつけられていると考えている。実際 IC カードは、持っていることと、PIN コードを知っている、または、パスワードを知っていることの二要素認証になっているため、（２）における「推奨」の水準もおそらく二要素認証が求められ、また署名鍵の生成も、認証局の中で作成する場合があるため、そういった基準が「推奨」の水準になっていると理解している。また、「附帯」の水準は、やはりコストがかかる。実際 SCDev というのは、日本で売られていないのではというくらい高価で珍しいものなので、そこまでやる必要はないだろうということとで分けているように見えるが、その理解で間違いはないか。

小川構成員：間違いはない。本年 8 月から 9 月にかけて、HSM (Hardware Security Module) のベンダーを呼んで、説明会を JT2A の中で行う。そのときに、本当に国内で購入可能なのか、問題が生じた際にメンテナンスが可能なのかというところまで確認し、問題がなければ、ここで記載している「附帯」の水準を下げるということがあるかもしれないが、意見交換を行い具体的な内容を確認した結果、やはりそれでも入手自体が困難であるということであれば、現在の水準のままとする予定。

新井構成員：承知した。「最低限」はファイル方式、「推奨」は IC カード方式、「附帯」はそれ以上の最高レベルの基準という風を感じた。

手塚主査：そうすると、署名鍵の生成・設置方法と署名鍵の活性化（認可）の 2 つの観点で、水準を確認していくということか。

小川構成員：然り。

⑥ 意見募集結果等

事務局から資料 9－4、9－5に基づいて説明があった。

⑦ その他

事務局から、次回の日程について説明があった。

（３）閉会

以上